

商工通信



令和3年7月号
第219号
令和3年7月1日発行

〒959-2642 胎内市新和町2-5
中条町商工会（胎内市産業文化会館内）
TEL (0254) 43-3624 FAX (0254) 43-5773
✉ nakasyo@shinsyoren.or.jp

★今月・来月の行事予定

【7月 JUL】

日にち	時間	内容	場所	担当者
～9日(木)	9:00～	源泉所得税中間納付指導会	商工会館	全職員
9日(木)	13:30～	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田
未定	未定	第1回小規模事業者活性化支援事業推進委員会	商工会館	町田・菅原・鈴木・窪田

【8月 AUG】

日にち	時間	内容	場所	担当者
10日(火)	13:30～	融資委員会(予定)	商工会館	菅原・鈴木・窪田

★壁等に貼ってご利用下さい。

小規模事業者持続化補助金のご案内

1 小規模事業者持続化補助金 <低感染リスク型ビジネス枠>

- 受付締切 **7月7日(水)、9月8日(水)、11月10日(水) 17時まで**
※通年で公募しており、これ以降も複数回の締め切りを設けています
- 小規模事業者(※)を対象に、新型コロナウイルス感染症感染防止と事業継続を両立させるため、対人接触機会の減少に資する前向きな投資を行い、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に取り組む費用の3/4を補助します。(補助上限:100万円)
※小規模事業者とは、商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は常時雇用する従業員数が5名以下、製造業・その他(サービス業のうち宿泊業・娯楽業を含む)は常時雇用する従業員数が20名以下の事業者です。
- 補助対象経費 ①機械装置等費 ②広報費 ③展示会等出展費(オンラインによる展示会等に限る)
④開発費 ⑤資料購入費 ⑥雑役務費 ⑦借料 ⑧専門家謝金 ⑨設備処分費
⑩委託費 ⑪外注費 ⑫感染防止対策費(※)
※感染防止対策費は、補助金総額の1/4(最大25万円)が上限(補助上限額100万円に上乗せして交付されるものではありません。
また、感染防止対策費のみを補助対象経費に計上した申請はできません。
- 申請やお問い合わせは事務局HPをご覧ください。(https://www.jizokuka-post-corona.jp/)



<低感染リスク型ビジネス枠>の申請は補助金申請システム(名称:「Gランツ」)による電子申請でのみ受け付けます。予め「GビズIDプライムアカウント」も取得ください。

2 小規模事業者持続化補助金 <一般型>

- 受付締切 **10月1日(金)、令和4年2月4日(金) 当日消印有効**
- 小規模事業者を対象に、商工会の助言を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って販路開拓に取り組む費用の2/3を補助します。(補助上限:50万円)
- 販路開拓や売上増を目的とする事業計画であれば対象となります。
- 下記の場合は補助上限が引き上がります。
(100万円 ⇨ 産業競争力強化法に基づく「認定市町村による特定創業支援等事業の支援」を受けた事業者、法人設立日が2020年1月1日以降である会社または開業日が2020年1月1日以降である個人事業主)
(500万円 ⇨ 複数の小規模事業者が連携して取り組む共同事業)
- 例えば・・・新たな顧客層の取り込みをねらった広告宣伝のチラシを作成する費用、店舗を改装し、幅広い年代層の集客を図るための費用など
- 申請書類 申請書類・公募要領は新潟県商工会連合会のHPからダウンロードできます。(http://www.shinsyore.or.jp/)

コロナ特別貸付 申請期限延長のお知らせ

日本政策金融公庫が行う、新型コロナウイルスにより事業活動に影響を受けた事業者の資金繰りを支援する「新型コロナウイルス感染症対策特別貸付」の申請期限が2021年12月31日まで延長となりました。

【融資対象】 新型コロナウイルス感染症の影響を受けて一時的な業況悪化を来し、次のいずれかに該当する方

- ①最近1か月の売上が前年又は前々年の同期と比較して5%以上減少した方
- ②業歴3か月以上1年1か月未満の場合は、最近1か月の売上が次のいずれかと比較して5%以上減少している方
 - a 過去3か月(最近1か月を含む)の平均売上新
 - b 令和元年12月の売上新
 - c 令和元年10月～12月の売上新平均額

【貸付期間】 運転資金15年(据置5年)、設備資金20年(据置5年)

【融資限度額】 別枠6,000万円

【金利】 ○3,000万円以内まで 当初3年間:災害利率▲0.9%(0.36～0.85%)

※R3.4.1現在 4年目以降:災害利率(1.26～1.75%)

○3,000万円超 全期間:災害利率(1.26～1.75%)

☆一定の条件に該当した場合、「特別利子補給制度」の併用で一定範囲を無利子化できます

【適用対象】

- ①個人事業主:要件なし
- ②小規模事業者(法人事業者):売上新15%減
- ③中小企業者:売上新20%減

【期間】

借入後当初3年間

【補給対象上限】

3,000万円

新潟県事業継続支援金について (飲食関連事業者向け)

飲食店の売上新減少により、長期にわたり厳しい経営状況が続いている飲食関連事業者等(飲食店と直接取引している事業者及びタクシー事業者・自動車運転代行業者)に対し、事業継続に向けた支援金を支給します。

対象者

- (1)新潟県内に本社又は本店を有する法人又は個人事業主であること
- (2)①新潟県内の飲食店に対して、直接かつ継続して商品・サービスを提供していること(※)
 - ②タクシー事業者・自動車運転代行業者については、一般乗用旅客自動車運送事業の許可(福祉輸送事業限定等の許可は対象外)又は自動車運転代行業を営む者として公安委員会の認定を受けていること
- (3)法令等で定める事業に必要な許認可等を全て取得していること
- (4)業種ごとの「感染拡大防止ガイドライン」等を踏まえ、感染症拡大防止対策を実施していること
- (5)申請時点において事業を行っており、今後も事業を継続する意思があること
- (6)本支援金の支給を受けていないこと
- (7)申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が新潟県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団員等が、申請事業者の経営に実質的に関与していないこと

※他の事業者を介さず自社で県内飲食店と直接金銭を授受しており、令和2年11月30日以前に同一の飲食店に2回以上納入していることが要件です

支給要件

事業者全体の売上新について、令和2年12月から令和3年8月までの期間において、2か月連続して前年もしくは前々年の同月比で20%以上減少していること

支給額

県内で単独店舗又は事業所を経営する事業者:20万円
 県内で複数店舗又は事業所を経営する事業者:40万円

受付期間

令和3年6月1日(火)～9月30日(木) 締切日消印有効

申請方法・申請書類等は県ホームページ(<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/insyokukanren.html>)をご覧ください

お知らせ

商工会にて、大売出しののぼり旗(在庫品)を無料で差し上げておりますので、売出し等でご活用ください。

(1事業所1枚まで・先着22枚、ポールは各自でご用意ください)
 ご希望の方は、中条町商工会窓口までお申し付けください。

